

新根岸地区土地区画整理事業

環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

はじめに.....	1
1 定性的に予測するとの記載について.....	2
2 地域交通の非選定理由について.....	6
3 文化財等の非選定理由について.....	7
4 温室効果ガスに関する調査、予測方法における「稼働状況」の記載について.....	8
5 生物・生態系（動物調査）における調査期間と哺乳類調査について.....	10
6 水循環（地下水位）における工事の実施による不圧地下水への影響について.....	12
7 廃棄物（産業廃棄物）の非選定理由について.....	19
8 G地区における形質変更時要届出区域（指-215）の土壤汚染状況について.....	21

令和8年8月

横 浜 市

はじめに

第6回横浜市環境影響評価審査会（令和8年7月6日（月））における新根岸地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書についてのご意見に対し、補足資料を作成しました。

なお、一部のご意見に対する事業者の見解については、今後開催予定の審査会においてお示しします。

＜対象事業について＞

本方法書の対象事業は、新根岸地区において実施する土地区画整理事業であり、土地区画整理事業による基盤整備を対象としています。対象事業の内容は、地物の撤去、土地の切土・盛土による一次造成並びに道路及び公園等の公共施設の整備による二次造成です。

一方、建築物を設置する土地の二次造成、建築物の設置及び運用は、対象事業とは別個の事業として整理しています。

このため、存在・供用時の環境影響評価は、基盤整備の完了時点における宅盤、道路及び公園等の公共施設工作物の存在及び供用を対象とし、土地区画整理事業後に整備される建築物等は対象に含めていないものとなります。

なお、地域地区等の検討については、想定している土地利用を踏まえて行っており、地域地区等の見直しに合わせた造成計画の検討を進めているわけではありません。

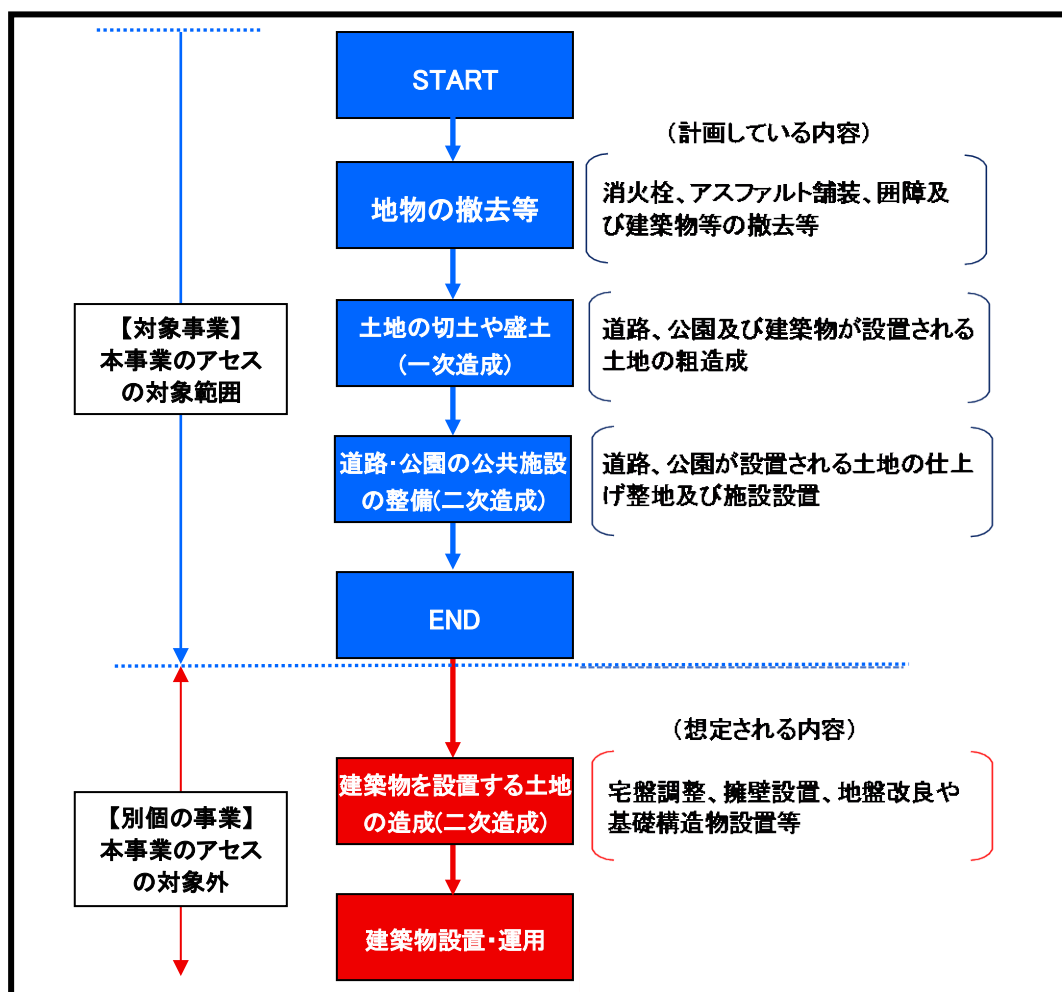


図1 対象事業における環境影響評価手続の対象範囲

1 定性的に予測するとの記載について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・生物・生態系、緑地、水循環、触れ合い活動の場のところは、予測方法のところに「定性的に予測する」という文言が並んでいて、その意味を確認させてください。

【事業者の見解】

対象事業において実施する予測手法のうち、「定性的な予測」と記載がある生物・生態系、緑地、水循環、触れ合い活動の場について、方法書への記載内容、予測手法の詳細、類似事業等における予測手法記載例を整理したものを表1（1）～表1（4）に示します。

これらのうち、生物・生態系については、予測地域及び種ごとに改変率や消失する植物重要種等の株数及び割合を求めます。その上で、動植物種の生態や群落の特性等及び事業計画を基に、動植物種及び生態系に対する影響の程度を把握することとなります。予測の過程の中で定量的な結果も出ること、方法書の予測手法については、「定性的に予測」との表現から「定量的・定性的に予測」とすることで、分かりやすく、また誤解を生じない表記となることから、予測手法における表記を「定量的・定性的に予測」に修正することとします。

また、緑地については、緑地面積やその割合とその変化を求め、植栽予定樹種の環境適合性を把握するとともに、緑化計画が妥当であるかどうかを推定することとなります。生物・生態系同様、予測の過程の中で定量的な結果も出ること、方法書の予測手法については、「定性的に予測」との表現から「定量的・定性的に予測」とすることで、分かりやすく、また誤解を生じない表記となることから、予測手法の表記を「定量的・定性的に予測」に修正することとします。

一方、水循環については、設定した平均的な浸透能力、雨水浸透に係る施設配置計画、地質及び地下水の状況との関係から、雨水浸透の変化の程度を性状として把握します。触れ合い活動の場については、活動の場と事業計画との重ね合わせにより、消失・改変の程度及び利用状況の変化、活動の場までの利用経路のアクセス性への影響を状況の変化として把握することから、定性的な予測となります。

以上を踏まえ、方法書に記載した生物・生態系及び緑地の予測手法については、準備書において、表1（1）及び表1（2）に示す赤字の内容に修正します。

表 1 (1) 生物・生態系に係る予測手法の整理

方法書記載の予測手法		予測手法の詳細	横浜市アセスにおける 類似又は参考事例の予測手法
工事中 存在・ 供用時	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の状況及び生息環境と施工計画を比較することで、影響の程度を 定量的・定性的 に予測	生態系 定量的予測 ・環境類型区分別の改変率 定性的予測 ・生態系の主な構成種の生態・事業計画・定量的予測結果に基づき、主な構成種の生息・生育環境の変化を踏まえた影響の程度を把握	調査で把握した生態系の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測（環境類型区分別の改変率は算出して掲載）
	生態系、陸生動物の動物相、陸生植物の植物相の状況及び生息環境と事業計画を比較することで、影響の程度を 定量的・定性的 に予測	動物 定量的予測 ・生息環境別の改変率 ・予測対象各種の生息環境の改変率 定性的予測 ・動物種の生態・事業計画・定量的予測結果に基づき、動物種の生息環境の変化を踏まえた影響の程度を把握	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物の生物相の状況及び生息環境と施工による改変の度合い（生息環境別・対象種別の改変率）を比較することで、影響の程度を定量的・定性的に予測
		植物 定量的予測 ・生育環境別の改変率 ・予測対象各種・群落の生育環境の改変率 ・種ごと（大径木）の消失・生育環境の質的変化の確認地点数・個体数と割合 定性的予測 ・植物種の生態や群落の特性・事業計画・定量的予測結果に基づき、植物種の生育環境の変化を踏まえた影響の程度を把握	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測

表 1 (2) 緑地に係る予測手法の整理

方法書記載の予測手法		予測手法の詳細	横浜市アセスにおける 類似又は参考事例の予測手法
存在・ 供用時	緑地の位置と施設配置 図、施工計画との重ね 合わせ、緑地面積又は 緑地面積割合の変化の 算定、環境適合性を把 握し、緑化計画の妥当 性を推定するなどによ り、影響の程度を 定量 的・定性的 に予測す る。	定量的予測 ・緑地面積及びその変化 ・緑地面積割合及びその変化 定性的予測 事業計画及び計画に基づく植栽予定樹種 の特性から、これらの樹種の環境適合性 を把握するとともに、緑化計画が妥当で あるかどうかを推定する。 ・環境適合性の把握 ・緑化計画の妥当性の推定	対象事業実施区域周辺の樹木 活力度調査の結果等を踏ま え、既存資料に示されている 郷土種等と事業計画に基づく 植栽予定樹種が生育環境に適 合しているか比較する 調査で把握した緑地の状況と 施工計画を重ね合わせ、影響 の程度を定量的に予測

表 1 (3) 水循環（地下水位及び湧水の流量）に係る予測手法の整理

方法書記載の予測手法		予測手法の詳細	横浜市アセスにおける 類似又は参考事例の予測手法
存在・ 供用時	事業計画を踏まえ、 土地利用の変化に伴 う雨水涵養能力の変 化の程度 ^{※1} を求め、 湧水への影響の程度 を定性的に予測す る。	定性的予測 ・土地利用毎の雨水浸透能力より、実施区 域における平均的な浸透能力を予測条件 として設定する。 ・設定した平均的な浸透能力、雨水浸透に 係る施設配置計画、地質地下水の状況と の関係から、雨水浸透の変化の程度を定 性的に把握する。 ・把握した結果に基づき、湧水の流量への 影響(変化の状況及びその程度)を定性的 に予測する。	事業計画の内容、地質及び地 下水の状況に基づき、施設の 存在・土地利用の変化に伴う 河川及び湧水の流量への影響 について定性的に予測

※1 「雨水涵養能力の変化の程度」は、土地利用毎の雨水浸透能を設定し、実施区域における平均的な浸透能力を算出する方法を想定する。

表 1（４） 触れ合い活動の場に係る予測手法の整理

方法書記載の予測手法		予測手法の詳細	横浜市アセスにおける類似又は参考事例の予測手法
工事中 存在・ 供用時	事業計画※ ¹ と触れ合い活動の場を重ね合わせ、他の環境影響評価項目の予測結果※ ² も参考に、影響の程度を定性的に予測する。	定性的予測 調査で把握した触れ合い活動の場の状況と事業計画を重ね合わせることで、以下の影響の程度を把握する。 ・触れ合い活動の場の消失・改変の程度及び利用状況の変化の程度 ・触れ合い活動の場までの利用経路に与える改変(アクセス性)の程度	調査で把握した触れ合い活動の場の状況と施工計画を重ね合わせることで、影響（触れ合い活動の場の消失又は改変及び利用状況の変化、触れ合い活動の場までの経路等に与える改変）の程度を定性的に予測

※¹ 重ね合わせる「事業計画」とは、工事中については施工範囲、存在・供用時については基盤整備の内容を想定する。

※² 参考とする「他の影響評価項目」は、人の利用に影響を与える環境要素（緑、生き物、音環境等）を念頭に、各項目の予測結果を踏まえて適切なものを検討する。

表 1 に示す横浜市アセスにおける類似又は参考事例は以下を参考とした。

- ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業に係る環境影響評価準備書
- ・（仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事 環境影響評価書
- ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る環境影響評価方法書

2 地域交通の非選定理由について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・非選定とするのであれば根拠を示した上で理由を説明いただく必要がある。

【事業者の見解】

工事中は、工事用車両の走行により周辺道路の交通混雑に影響を及ぼす可能性があるため、「交通混雑」を環境影響評価項目として選定しています。

一方、「交通経路の分断」及び「歩行者等の安全」については、一般交通や歩行者の通行を確保した施工方法の採用、関係法令に基づく許可手続、スクールゾーンの規制時間中における工事用車両の通行禁止等により、環境への影響を回避又は低減します。

存在・供用時は、対象事業の対象が二次造成の完了までであり、その後の建築物等の建築や関連車両の走行は影響要因に含まれません。

また、地域住民の日常的な交通経路が新たに分断されることはありません。

以上から、工事中の「交通混雑」を除き、地域交通に係る項目は環境影響評価項目として選定していません。

なお、方法書に記載のあるとおり、実施区域周辺の地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との道路設計協議を実施し、これにより道路幅員、線形、交差点処理、縦横断構造等について道路が安全かつ安定になるよう決定します。この道路設計協議を行うことで、土地区画整理事業後の土地利用に付随する道路交通による周辺交通への影響を回避又は低減します。

3 文化財等の非選定理由について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・非選定とするのであれば根拠を示した上で理由を説明いただく必要がある。

【事業者の見解】

実施区域内には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、工事の実施にあたっては、「埋蔵文化財保護の手引き（令和8年度改訂版）」及び「横浜の埋蔵文化財-埋蔵文化財保護（保存と活用）-」（横浜市教育委員会、2021年1月改定）に基づき手続を行います。

この手続においては、まず現地踏査及び試掘・確認調査を実施し、埋蔵文化財の有無、分布、深さ及び残存状況を把握します。

試掘・確認調査については、一般的に、埋蔵文化財は地中に存在し、その範囲を事前に特定することが困難であるため、埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地に加え、周知されていない土地についても埋蔵文化財の存在を想定し、事前調整や調査により保護・保存を図ります。

なお、試掘・確認調査の実施方法については、周知の埋蔵文化財包蔵地では20m間隔、包蔵地外では40m間隔を基本とした試掘調査の実施を想定しています。実際の調査にあたっては、工事計画に加え、現地状況、土地の調整状況、残置物の有無等を踏まえ、具体的な試掘地点を検討する予定です。

このように、文化財保護法に基づく手続として、「埋蔵文化財保護の手引き（令和8年度改訂版）」及び「横浜の埋蔵文化財-埋蔵文化財保護（保存と活用）-」に基づく調査等、とりわけ、試掘調査を実施することで、埋蔵文化財の有無、分布、深さ及び残存状況を把握し、その結果に応じた適切な保護・保存措置を講じることで、埋蔵文化財への影響を可能な限り回避又は低減することができるため、環境影響評価項目として選定しないものとしています。

以上を踏まえ、方法書の非選定の理由については、準備書において、表2に示す赤字の内容に修正します。

表2 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
文化財等	文化財等	×	・実施区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますので、その保護・保存について文化財保護法に基づき対応します。 ・工事の実施に先立ち、関係する手引き等^{※2}に基づき、現地踏査及び試掘・確認調査を実施し、埋蔵文化財の有無、分布、深さ及び残存状況を把握します。 ・試掘・確認調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地に限らずその範囲外についても埋蔵文化財が存在する可能性を考慮して実施します。 ・工事中に新たな埋蔵文化財の存在を認知した際においても、周知の埋蔵文化財包蔵地と同様、その保護・保存について文化財保護法に基づき対応^{※3}します。 ・以上より、影響を回避又は低減するので、環境影響評価項目として選定しません。

※1「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

※2「埋蔵文化財保護の手引き（令和8年度改訂版）」及び「横浜の埋蔵文化財-埋蔵文化財保護（保存と活用）-」（横浜市教育委員会、2021年1月改定）

※3 工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等が発見された場合には、文化財保護法に基づく手続や関係機関と協議を行い、必要な措置（記録保存等）を行います。

4 温室効果ガスに関する調査、予測方法における「稼働状況」の記載について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・温室効果ガスの予測にあたっては、建設機械等の「稼働状況」が影響するため、調査方法、予測方法の記載として、「稼働状況」を含めた記載にさせていただくことがよい。

【事業者の見解】

ご意見を踏まえ、方法書に記載した温室効果ガスの調査手法、予測手法については、準備書において、表3及び表4に示す赤字の内容に修正します。

表3 温室効果ガスに係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1. 温室効果ガスに係る 原単位の把握	資料	稼働状況を踏まえ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）※等により、予測式及び原単位を整理する。	—
2. 排出削減対策	資料	対象事業と同種又は類似事業を対象に、温室効果ガスの排出削減対策やその効果等を整理する。	—
3. 関係法令、計画等	資料	次の法令等の内容を整理する。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・地球温暖化対策計画（国） ・横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例 ・横浜市地球温暖化対策実行計画 ・横浜市再生可能エネルギー活用戦略 ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 ・横浜市生活環境の保全等に関する条例	—

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」は、度々改定が行われていることから、調査・予測時に最新版のものを使用する。なお、現時点での最新版はVer. 6.1（令和8年3月公表）。

表 4 温室効果ガスに係る予測・評価手法

環境影響要因		予測手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量並びにそれらの削減の程度	工事期間全体	実施区域	建設機械及び工事用車両の種類や台数等を整理の上、稼働状況を踏まえ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）*等に基づき、温室効果ガスの排出量及び削減量を予測する。
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量並びにそれらの削減の程度		実施区域及びその周辺	
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用	公共施設工作物の供用に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量並びにそれらの削減の程度	基盤整備完了直後	実施区域	エネルギーの使用を伴う公共施設工作物を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）*等に基づき、温室効果ガスの排出量及び削減量を予測する。
環境影響要因		評価手法			
工事中	建設機械の稼働	- 環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避・低減しているかについて考察する。 - 環境保全目標の設定に当たっては、前掲表 3 に示す各調査項目の調査結果や、国及び横浜市が掲げる 2050 年カーボンニュートラルを踏まえ、温室効果ガスの排出を最小限にとどめる水準を参考に、適切な内容を設定する。			
	工事用車両の走行				
存在・供用時	宅盤、道路や公園の公共施設工作物の存在及び供用				

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」は時点最新版を使用する。（表 3 の注釈参照）

5 生物・生態系（動物調査）における調査期間と哺乳類調査について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ① 動物調査について、具体的な調査実施期間の記載が可能かどうか検討いただきたい。
- ② トラップ調査について、3日間で捕獲できるか、また1日1回捕獲有無を確認する必要がある。
- ③ カヤネズミの調査について、特化した誘引できるような方法も検討いただきたい。

【事業者の見解】

- ① 具体的な調査実施期間の記載について

調査期間については、各調査項目に対し、概ねの調査日数を表5に示します。

特に、調査日数については、類似事業における実績、また調査範囲内を網羅的に踏査、文献調査等を行い、調査項目について、適切かつ効果的に調査精度を保てる日数を設定しています。

表5 概ねの調査期間について

調査項目		調査時期	概ねの調査日数
動物	哺乳類	4季（春季、夏季、秋季、冬季）	各季2日程度
	鳥類	5季（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）	各季2～3日程度
	両生類及び爬虫類	4季（早春季、春季、夏季、秋季）	各季1～2日程度
	昆虫類	3季（春季、夏季、秋季）	各季2日程度
植物	植物種	4季（早春季、春季、夏季、秋季）	各季1～2日程度
	植物群落	1季（夏季～秋季）	2日程度
	大径木	1季（夏季～秋季）	2日程度

- ② トラップ調査について

哺乳類調査は春夏秋冬の各時期に2日間ずつ行う予定であり、設置翌日に捕獲の有無を確認し、その日の調査終了時に再度確認後、トラップを回収します。

実施区域の動物の生息基盤（土地利用）としては、建物、小規模な樹林及び草地から構成される緑の多い住宅地に該当します。コウモリ類を除く小型哺乳類は、既存文献においてカヤネズミの生息記録がありますが、その生息状況は球巣等のフィールドサインの確認により効果的に把握できると考えます。また、実施区域には畑地がなく、樹林も小規模であるためハタネズミ等（重要種）の生息に適さない環境であると考えられます。このため、調査日数について、実施区域の環境特性を踏まえ、トラップ調査の実施期間は2日間とし、トラップ調査に加えて、球巣等のフィールドサイン等の確認を含む他の調査手法を組み合わせることにより、生息状況を把握する予定です。

なお、一般的及び学術的な根拠（論文等）が薄いことから、調査範囲内を網羅的に踏査し、フィールドサインの目視、個体目撃、無人撮影等を踏まえ、専門的な知識と経験則として、哺乳類相を適切かつ効果的に把握できるものとしています。

哺乳類トラップ調査の実施にあたっては、設置の翌日朝に捕獲の有無を確認します。捕獲された個体については、確認種の記録後、速やかに捕獲地点周辺へ放逐します。

③ カヤネズミの調査について

カヤネズミの調査については、植生調査の実施結果より、実施区域及びその周辺において、カヤネズミの生息環境となる高茎草地の状況を確認します。

具体的な調査については、任意観察法及びフィールドサイン法により、カヤネズミの特徴的な痕跡である球巢の有無について確認をして、カヤネズミの生息に留意して行います。

6 水循環（地下水位）における工事の実施による不圧地下水への影響について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・災害応急用井戸が不圧地下水を採取しているのであれば、表層における工事の影響の可能性が考えられる。工事の実施にあたって、不圧地下水への影響がないことを示していただく必要がある。

【事業者の見解】

過年度の調査成果を基に地質・地下水断面図を作成し、不圧地下水の性状を整理します。

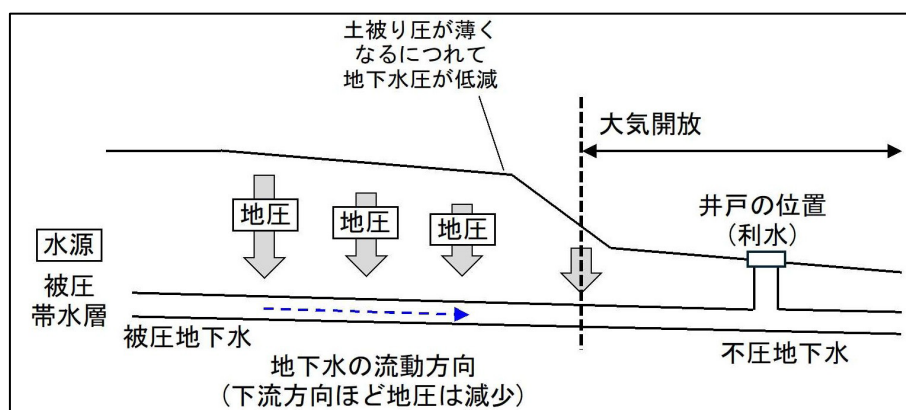
実施区域周辺の不圧地下水の性状としては、実施区域の西側では付近を流下する堀割川の水位の影響を受けたもの及び被圧地下水が大気開放されたもの、実施区域の東側では被圧地下水が大気開放されたものとそれぞれ推察します。

特に、切土や盛土を行う実施区域の東側の不圧地下水については、後背山地を抱えない当該地の地形特徴から、難透水層の下位に分布し、地圧によって形成された被圧帯水層を主な水源とし、土被り厚が薄くなるにつれて地下水圧が低減し、その後、大気圧に開放して分布しているものと推察します。

したがって、対象事業における造成工事は表層部の削剥、切土及び盛土を主体とするものであり、表層に浸透する降雨水と不圧地下水の源となる深部地下水とは地質構造上も水理的な連続性がない、又は限定的であるため、土地区画整理事業で行う造成による被圧地下水への影響は与えないと推察します。

ただし、現在谷地形を呈する箇所においては、盛土を設置することで不圧地下水の流動環境に影響が生じる可能性があるため、当該谷地形での盛土は、盛土基礎に該当する箇所を碎石等の間隙を有する材料での置換等を検討します。

以上のことから、盛土を設置することで不圧地下水の流動環境への影響は回避又は低減されるものと考えています。



(イメージ図) 被圧地下水の大気開放について

以上を踏まえ、方法書の非選定の理由については、準備書において、表6に示す赤字の内容に修正します。

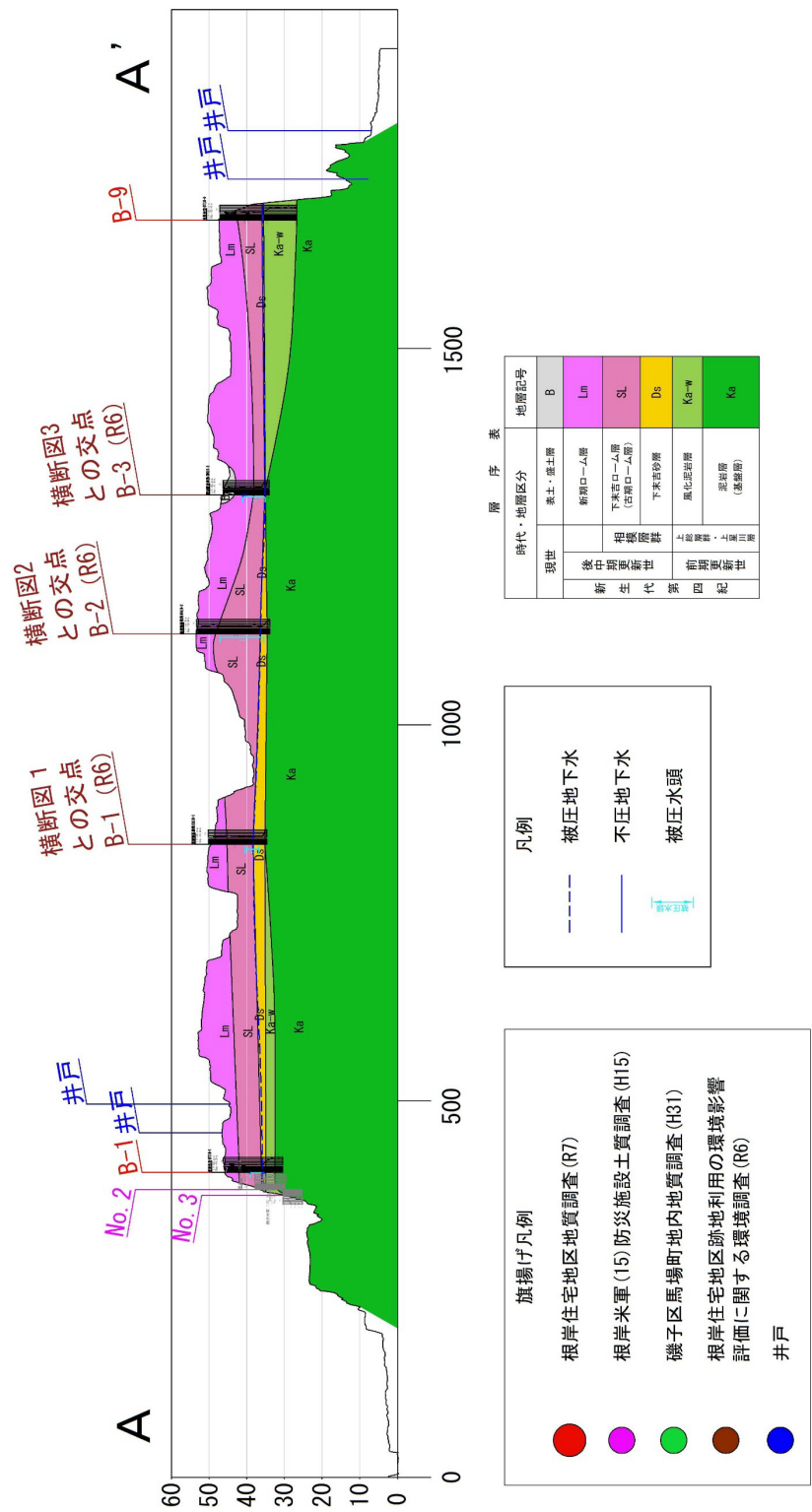
表6 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
水循環	地下水位及び湧水の流量	×	・実施区域は工事中に改変され、公共施設工作物（宅盤、道路や公園）が地上に出現します。これに伴い雨水の浸透能力が変化し、地下水位及び湧水の流量に変化が生じる可能性があります。実施区域周辺の地下水は岩盤上面付近の被圧帯水層に分布しており、当該箇所までの地盤中に地下水は分布しておらず（方法書巻末添付資料のボーリング柱状図参照）、表層しか造成しないことから、対象事業による地下水位への影響はありません。 ・また、造成工事は表層部の削剥、切土及び盛土を主体とし、表層に浸透する降雨水と不圧地下水の源となる深部地下水とは地質構造上も水理的な連続性がない、又は限定的であるため、被圧地下水への影響はないと推察します。 ・ただし、谷地形では盛土により不圧地下水の流動環境に影響が生じる可能性があるため、盛土基礎部を砕石等の間隙を有する材料で置換するなどの対策を検討します。 ・湧水の流量については、存在・供用時の地表被覆の状況により左右されるものであることから、存在・供用時に影響の評価を行います。 ・以上より、工事中の環境影響評価項目として選定しません。

※「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

14

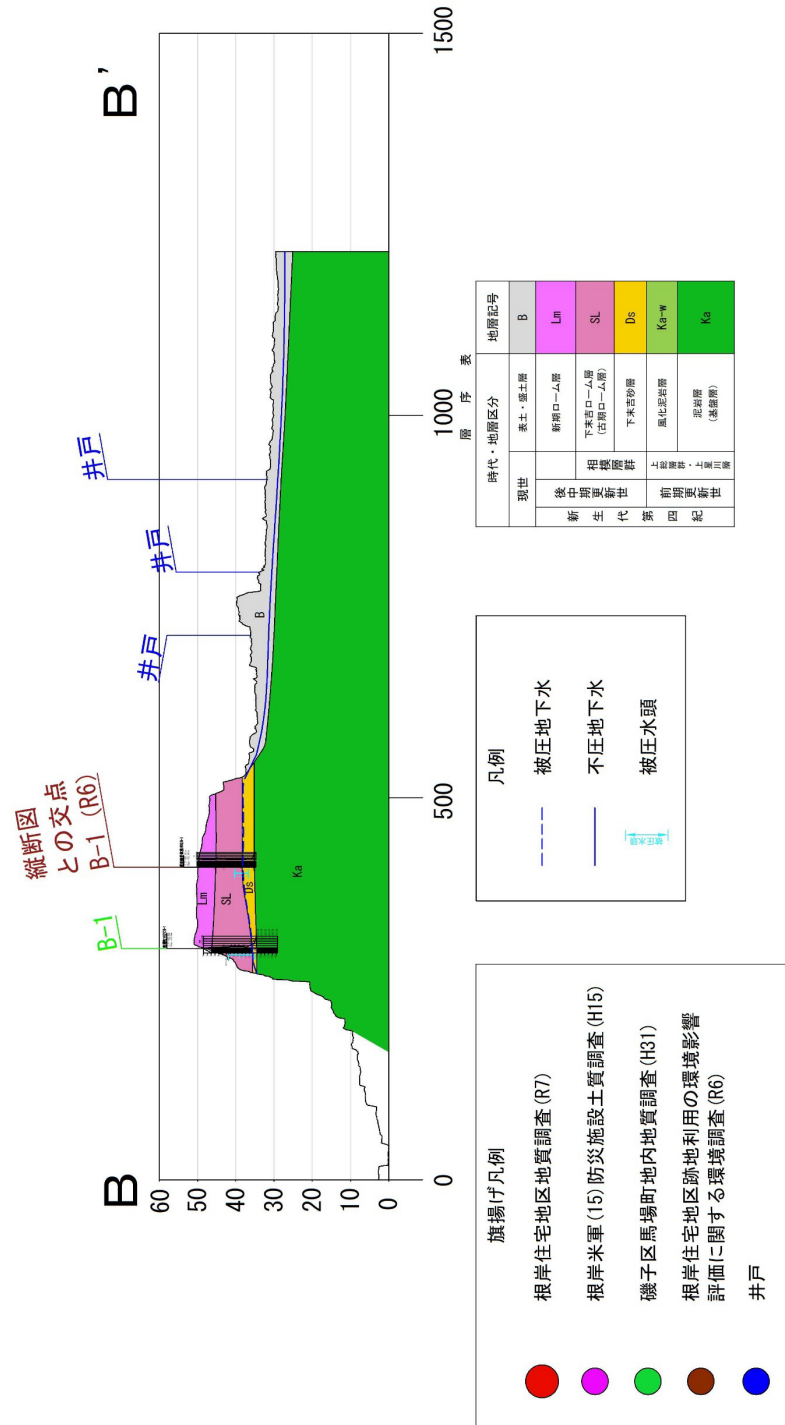
縦断面図
(H=1/5000, V=1/1000)



注) 本図は、A3判の原図をA4判に収まるよう縮小して掲載しています。図中の縮尺表記は原図のままです。

図3(1) 縦断面図A-A'

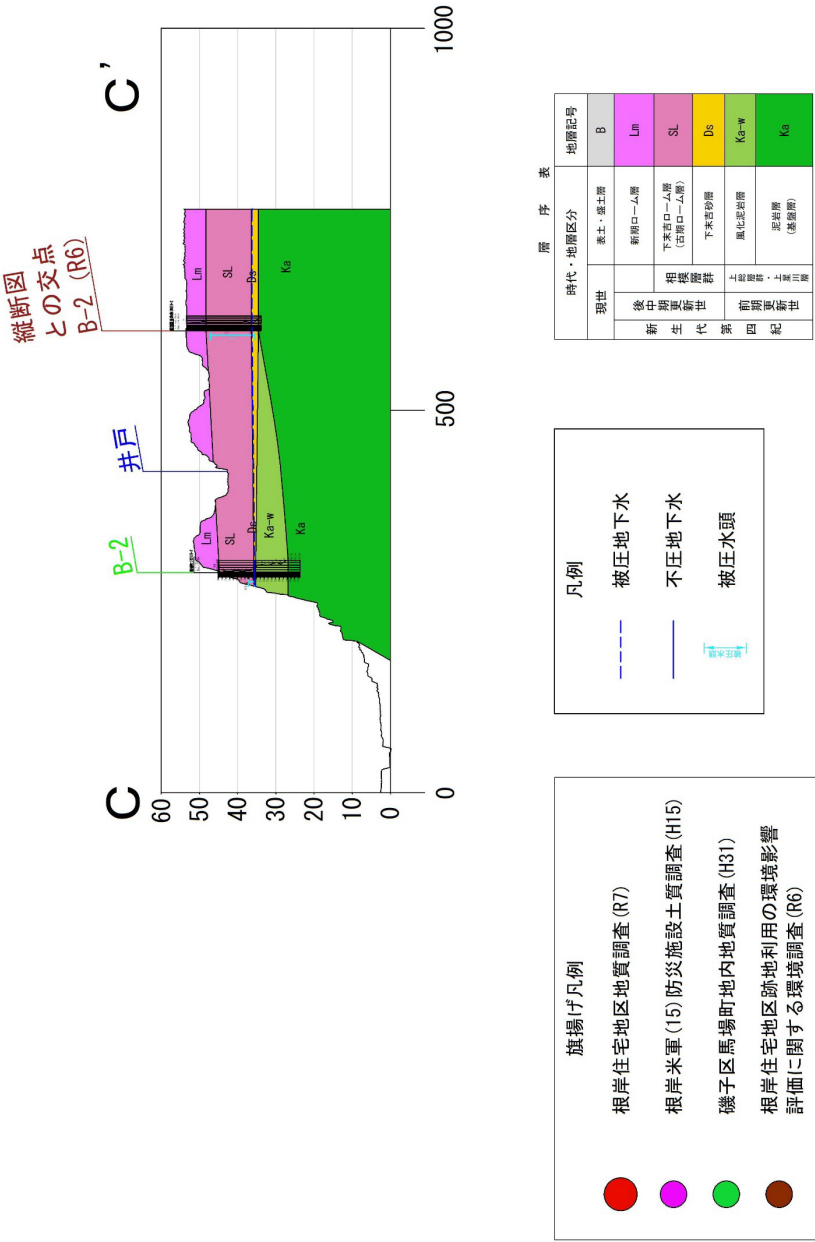
横断面図1 (H=1/5000, V=1/1000)



注) 本図は、A3判の原図をA4判に収まるよう縮小して掲載しています。図中の縮尺表記は原図のままです。

図3(2) 横断面図B-B'

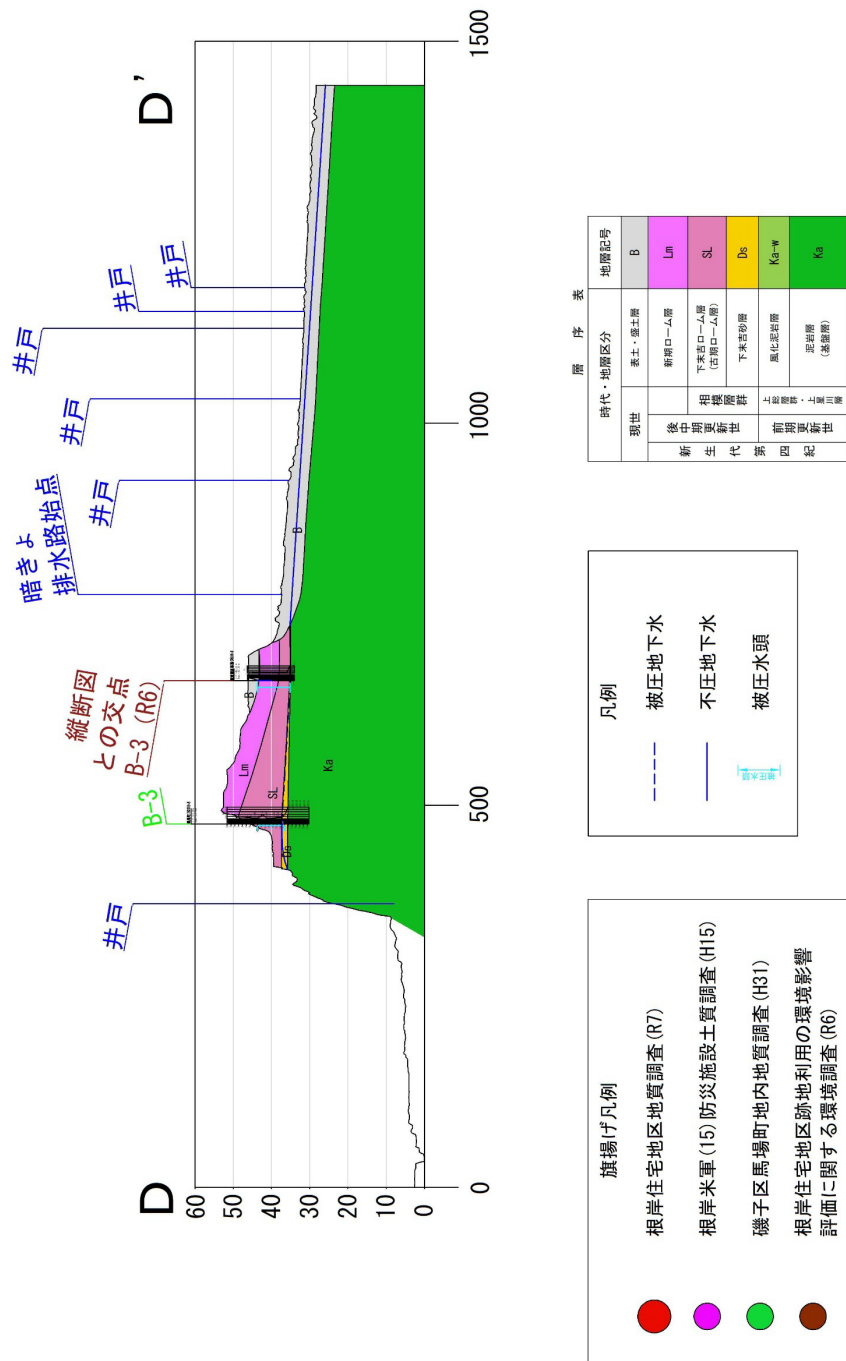
横断面図2 (H=1/5000, V=1/1000)



注) 本図は、A3判の原図をA4判に収まるよう縮小して掲載しています。図中の縮尺表記は原図のままです。

図3(3) 横断面図C-C'

横断面図3 (H=1/5000, V=1/1000)



注) 本図は、A3判の原図をA4判に収まるよう縮小して掲載しています。図中の縮尺表記は原図のままです。

図3(4) 横断面図D-D'

7 廃棄物（産業廃棄物）の非選定理由について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・場外に出ることが環境負荷になり得るため、項目の選定として検討していただくべきではないか。
- ・非選定とするのであれば根拠を示した上で理由を説明いただく必要がある。

【事業者の見解】

現在設置されている地物を撤去した場合における主な廃棄物発生量は表7に示すとおりです。

表7に示す廃棄物のうち、道路を構成するアスファルト及びコンクリート、囲障の金属くず、排水施設の塩ビについては、現地に存置されているものであって、設置の目的から土地区画整理事業後の再利用に適さないものとなっており、その発生抑制の実現は困難となっています。

廃棄物の処分にあたっては、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づき、登録を受けた再資源化施設等に可能な限り最短距離で運び入れます。

また、アスファルト、コンクリート及び木くずについては、現地か再資源化施設での粉碎処理後、対象事業における仮設ヤードや敷鉄板下の路盤材等として、積極的な有効利用を図ります。木くずについては、再資源化後の活用について、調整を行っています。その際の運搬については、最短距離での運搬とします。

なお、対象事業の造成、道路及び公園の設置で生じる産業廃棄物については、型枠などで用いる部材を再利用可能な金属型枠にしたり、木材を使用した場合は再利用したりすることで発生量の縮減を行うとともに、発生した廃棄物については再資源化を行います。

以上のとおり、工事を通じて発生する産業廃棄物については、現地での処理または再資源化、最短距離での運搬及び積極的な有効利用を図るなどから、環境への影響を回避又は低減するので、環境影響評価項目として選定しないものとしています。

表7 構造物等撤去に伴う主な廃棄物発生量

分類 項目	リサイクル				安定型	
	アスファルト	コンクリート (無筋・鉄筋)	金属くず (鉄、ステンレス、 アルミ)	木くず (木材、樹木)	塩ビ (埋設配管)	その他 (ゴムチップ [※])
単位	t	t	t	t	t	m ³
道路施設	約 6,500	約 6,700	—	—	—	—
囲障、擁壁、外柵	—	約 5,600	約 300	—	—	—
雨水、汚水	—	約 2,800	—	—	約 9	—
その他構造物	約 240	約 800	約 10	—	—	約 350
伐採伐根	—	—	—	約 270	—	—
計	約 6,740	約 15,900	約 310	約 270	約 9	約 350

既存資料を参考に数量を整理

以上を踏まえ、方法書の非選定の理由については、準備書において、表8に示す赤字の内容に修正します。

表8 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物	×	・ 工事に伴い発生する産業廃棄物は、建設リサイクル法及び関係法令に基づき、発生量の把握、分別及び再資源化が義務付けられており、適切な処分を実施します。 ・ アスファルト、コンクリート及び木くずは、現地又は再資源化施設で粉砕処理した後、仮設ヤードや敷鉄板下の路盤材等として積極的に有効利用します。 ・ 廃棄物は、登録を受けた再資源化施設等へ可能な限り最短距離で運搬します。 ・ 造成、道路及び公園の整備では、再利用可能な金属型枠の使用や木製部材の再利用等により、産業廃棄物の発生量を縮減します。 ・ 以上のとおり、現地での処理または再資源化、最短距離での運搬及び積極的な有効利用を図るなどから、影響を回避又は低減するので、環境影響評価項目として選定しません。

※「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

8 G地区における形質変更時要届出区域（指-215）の土壤汚染状況について

【令和8年度第6回審査会ご意見】

- ・実施区域における形質変更時要届出区域（指-215）が位置するG地区の汚染状況について資料を示していただきたい。
- ・工事内容との関係を明らかにしたうえで、環境影響評価項目として非選定とする理由について、十分な説明をいただきたい。

【事業者の見解】

実施区域におけるG地区（指-215）の土壤汚染の状況については、土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域台帳を確認した結果を次ページ以降に示します。

実施区域の一部に位置する旧米軍消防施設がある場所は、土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定され、同区域は、土壤汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがない区域です。

G地区の形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際には、汚染土壤の飛散、流出及び区域外への拡散を防止する等の措置を講じた計画を策定し、土壤汚染対策法第12条第1項に基づいて手続を行うとともに、横浜市生活環境の保全等に関する条例第68条第1項に基づき周辺住民への周知を行います。

形質変更時要届出区域での掘削にあたっては、土地区画整理事業後の土地の維持管理を踏まえ、汚染土壤の残置を防止するため、汚染が確認された平面及び深度範囲から10 cm程度余裕を持った範囲を掘削対象として設定するとともに、測量機器や標尺等を用いて掘削深度を確認し、掘削不足が生じないように施工します。

施工中は、建設機械や作業員の長靴等に付着した汚染土壤が形質変更時要届出区域外へ拡散しないよう、施工場所を囲むようにブルーシートを敷設し、その上に敷き鉄板を設置して養生するとともに、養生範囲内に建設機械等や作業員に付着した汚染土壤の払い落としや洗浄の場等を設置します。

また、汚染土壤を区域外へ搬出する場合は、土壤汚染対策法第16条第1項に基づく汚染土壤の搬出時の届出を行うとともに、土壤汚染対策法第22条第1項の汚染土壤処理業の許可を受けた汚染土壤処理業者に処理を委託し、形質変更時要届出区域から処理先まで適切な搬送経路により運搬し、マニフェストにより搬出から処理まで適正に管理します。

以上のとおり、関係法令に基づく手続に加え、汚染範囲及び深度に応じた掘削除去、施工範囲及び掘削深度の管理、付着土壤の持出し防止並びに汚染土壤の適正な搬出・処理を行うことにより、土地の形質の変更に伴う汚染土壤の飛散、流出及び周辺への拡散を防止します。これらの措置により、対象事業に伴う周辺環境への影響は回避又は低減されることから、土壤汚染は環境影響評価項目として選定しないものとして整理しています。

以上を踏まえ、方法書の非選定の理由については、準備書において、表9に示す赤字の内容に修正します。

表9 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目及び細目		選定	選定又は非選定の理由
土壌	土壌汚染	×	・実施区域の一部である現在米軍消防施設がある場所において、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（土壌汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがない）に指定されていますが、土壌汚染対策法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づいて対応することから、周辺環境への影響が低減・回避されます。 ・米軍消防施設がある場所の形質変更時要届出区域に指定された以外の箇所については、土壌汚染対策法の区域指定に係る土壌調査実施後に環境影響評価の対象とする物質の製造、使用、処理、貯蔵、保管の履歴はありません。（方法書巻末添付資料の環境影響評価の土壌に係る地歴調査結果参照） ・また、形質変更時要届出区域の掘削にあたっては、汚染が確認された範囲及び深度を踏まえて掘削範囲を設定し、測量機器等を用いて掘削深度を管理することで、汚染土壌を確実に除去します。 ・施工中は、ブルーシート及び敷き鉄板による養生並びに建設機械や作業員に付着した土壌の払い落とし・洗浄を行い、汚染土壌の区域外への拡散を防止します。 ・汚染土壌を区域外へ搬出する場合は、許可を受けた汚染土壌処理業者に処理を委託し、適切な経路で運搬するとともに、マニフェストにより搬出から処理まで適正に管理します。 ・以上のことから、対象事業に伴う周辺環境への影響は回避又は低減されることから、環境影響評価項目として選定しません。

※「選定」の記号で、「○」は選定、「×」は非選定を表す。

実施区域内におけるG地区の汚染状況について

実施区域内における形質変更時要届出区域（指-215）については、追完調査、詳細調査の結果によると、AP35-8、AQ35-6、8、9、AR36-4、5において、基準不適合が確認されています。AP35-8、AQ35-6、AR36-4については、深度 1.0m で基準不適合が確認されています。

表 10 実施区域のG地区における基準不適合が確認された深度

地区	30m 格子	単位区画	第二種特定有害物質	
			土壌溶出量	土壌含有量
			ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物
G	AP35	AP35-8	表層、1.0（-m）	表層（-m）
	AQ35	AQ35-6	—	表層、1.0（-m）
		AQ35-8	—	表層（-m）
		AQ35-9	—	表層（-m）
	AR36	AR36-4	—	表層、1.0（-m）
		AR36-5	—	表層（-m）

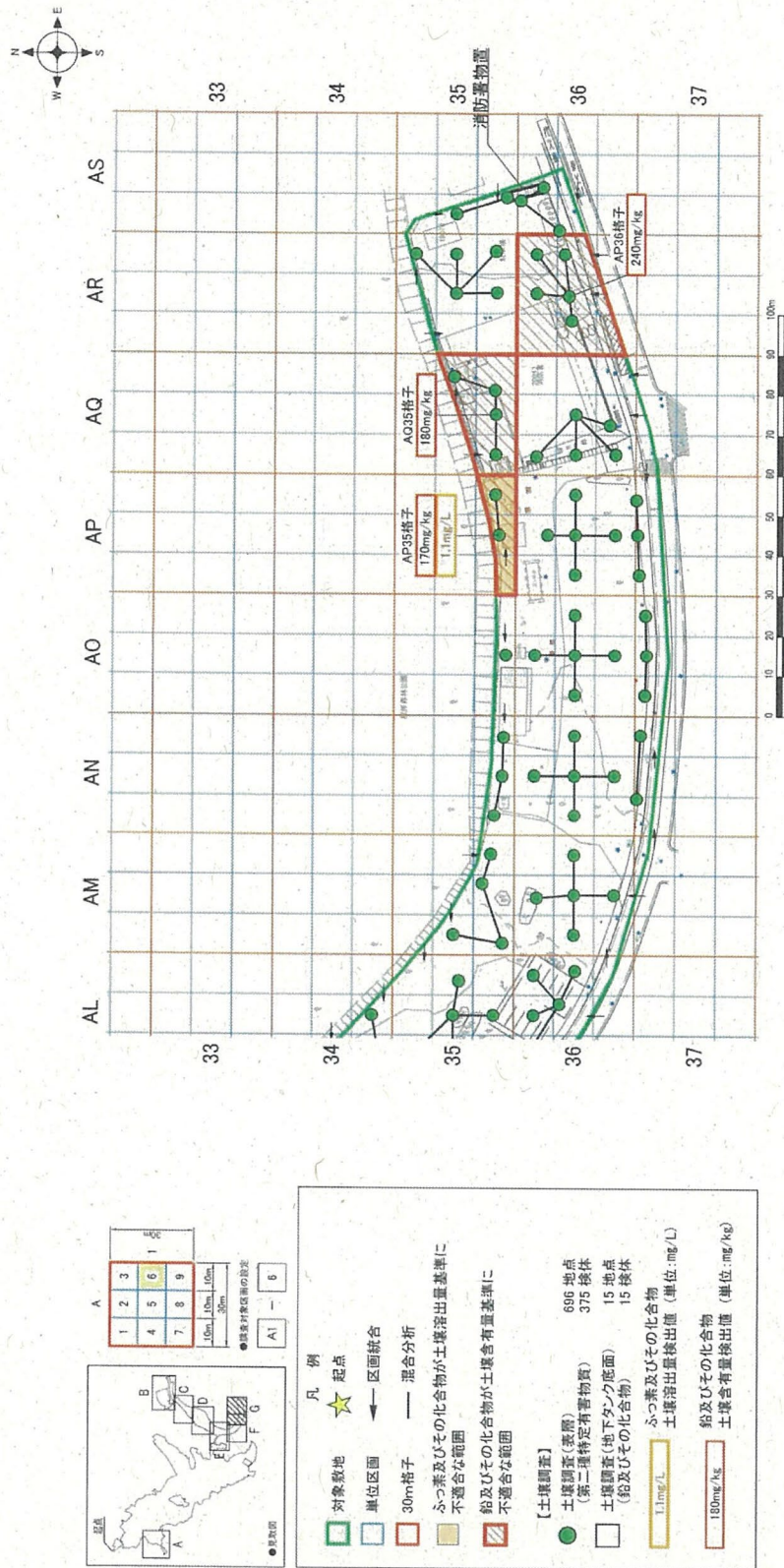
■：基準不適合を示す。（追完調査又は詳細調査のいずれかで基準を超過した場合、基準不適合。）

なお、基準不適合の場合、表中には、基準不適合が確認された深度を示す。

—：分析対象項目でないことを示す。

資料：（指-215）形質変更時要届出区域台帳「R05.04.06_追完調査・詳細調査・一部解除(1)」に基づき整理

調査結果図
(第二種特定有害物質)(拡大図G)



第二種特定有害物質 基準不適合範囲図 (5/5)

令和5年1月13日調製(新規指定)68/68ページ

<土壌調査結果（表層）の概要>

表 1 1 実施区域のG地区における表層土壌調査結果（前頁 図参照）
（基準不適合が確認された第二種特定有害物質とその値）

分析区分	第二種特定有害物質	
	土壌溶出量	土壌含有量
分析項目	ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物
単位	mg/L	mg/kg
試料名	基準値	0.8 以下
AP35 (8, 9)	1.1	170
AQ35 (6, 7, 8, 9)	—	180
AR36 (2, 3, 4, 5, 6)	—	240

■：基準不適合を示す。

—：分析対象項目でないことを示す。

資料：（指-215）形質変更時要届出区域台帳「R5.01.13_新規指定」に基づき整理

ふっ素及びその化合物：令和5年1月13日調製(新規指定)33/68 ページ～35/68 ページ

鉛及びその化合物：令和5年1月13日調製(新規指定)53/68 ページ、54/68 ページ、56/68 ページ

<追完調査結果の概要>

過年度調査時に基準不適合が確認された 30m 格子における追完調査の結果は、AP35 格子の AP35-8 ではふっ素及びその化合物の土壌溶出量が 1.7mg/L で基準不適合、鉛及びその化合物の土壌含有量が 250mg/kg で基準(150mg/kg 以下)不適合であった。

AQ35 格子では、4 区画中 3 区画で鉛及びその化合物の土壌含有量の基準不適合が確認された。

AR36 格子では、7 区画中 2 区画で鉛及びその化合物の土壌含有量の基準不適合が確認された。

表 1 2 実施区域の G 地区における第二種特定有害物質 追完調査結果

地区	30m 格子	単位区画	第二種特定有害物質	
			土壌溶出量	土壌含有量
			ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物
			mg/L	mg/kg
			基準値：0.8 以下	基準値：150 以下
G	AP35	AP35-8	1.7	250
		AP35-9	0.12	110
	AQ35	AQ35-6	—	210
		AQ35-7	—	47
		AQ35-8	—	170
		AQ35-9	—	240
	AR36	AR36-1	—	140
		AR36-2	—	74
		AR36-3	—	38
		AR36-4	—	820
		AR36-5	—	440
		AR36-6	—	73
		AR36-7	—	< 15

：基準不適合を示す。

—：分析対象項目でないことを表す。

資料：（指-215）形質変更時要届出区域台帳「R05.04.06_追完調査・詳細調査・一部解除(1)」に基づき整理
令和 5 年 4 月 6 日訂正（追完・詳細調査、一部解除①） 6/19 ページ

<詳細調査結果の概要>

第二種特定有害物質の基準不適合が確認された単位区画について土壌汚染の状況を確認するために実施されたボーリング調査では、深度 1.0m で基準不適合が確認されたのは、AP35-8、AQ35-6、AR36-4 であった。

表 1 3 (1) 実施区域 G 地区における第二種特定有害物質詳細調査結果

地区	単位区画	深度 (m)	第二種特定有害物質	
			土壌溶出量	土壌含有量
			ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物
			mg/L	mg/kg
			基準値：0.8 以下	基準値：150 以下
G	AP35-8	表層	1.2	160
		1.0	2.2	150
		2.0	0.19	34
		3.0	0.15	<15
		4.0	0.15	<15
		5.0	0.13	<15
		6.0	0.14	<15
		7.0	0.18	<15
		8.0	0.14	<15
		9.0	0.18	<15
		10.0	0.12	<15
	AQ35-6	表層	—	220
		1.0	—	200
		2.0	—	18
		3.0	—	31
		4.0	—	<15
		5.0	—	<15
		6.0	—	<15
		7.0	—	<15
		8.0	—	<15
		9.0	—	<15
		10.0	—	<15
	AQ35-8	表層	—	130
		1.0	—	47
		2.0	—	<15
		3.0	—	<15
		4.0	—	<15
		5.0	—	<15
		6.0	—	<15
		7.0	—	<15
		8.0	—	<15
		9.0	—	<15
		10.0	—	<15

：基準不適合を示す。

—：分析対象項目でないことを表す。

資料：（指-215）形質変更時要届出区域台帳「R05.04.06_追完調査・詳細調査・一部解除(1)」に基づき整理
令和 5 年 4 月 6 日訂正（追完・詳細調査、一部解除①）14/19 ページ、15/19 ページ

表 1 3 (2) 実施区域の G 地区における第二種特定有害物質詳細調査結果

地区	単位区画	深度 (-m)	第二種特定有害物質	
			土壌溶出量	土壌含有量
			ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物
			mg/L	mg/kg
			基準値 : 0.8 以下	基準値 : 150 以下
G	AQ35-9	表層	—	130
		1.0	—	110
		2.0	—	<15
		3.0	—	<15
		4.0	—	<15
		5.0	—	<15
		6.0	—	<15
		7.0	—	<15
		8.0	—	<15
		9.0	—	<15
		10.0	—	<15
	AR36-4	表層	—	1900
		1.0	—	720
		2.0	—	<15
		3.0	—	<15
		4.0	—	<15
		5.0	—	<15
		6.0	—	<15
		7.0	—	<15
		8.0	—	<15
		9.0	—	<15
		10.0	—	<15
	AR36-5	表層	—	510
		1.0	—	31
		2.0	—	21
		3.0	—	<15
		4.0	—	<15
		5.0	—	<15
		6.0	—	<15
		7.0	—	<15
		8.0	—	<15
		9.0	—	<15
		10.0	—	<15

■ : 基準不適合を示す。

— : 分析対象項目でないことを表す。

資料 : (指-215) 形質変更時要届出区域台帳「R05.04.06_追完調査・詳細調査・一部解除(1)」に基づき整理
令和 5 年 4 月 6 日訂正 (追完・詳細調査、一部解除①) 15/19 ページ、16/19 ページ